

荷主企業の皆様へ これからの物流について話し合いましょう！

あたりまえを、 変えるとき。



日本の物流を守ることは、
企業活動と社会を守ることです。

いま、トラックを主体とした輸送力は
大きな転換点にあります。

このままでは、これまでの物流水準を
維持することはできません。

安定した物流は
企業の競争力そのものです。

日本の社会と物流を守るために
いまこそ、話し合いましょう。



今、一緒に考えて欲しい課題

無理な運行計画

荷待ち時間の発生

コスト上昇でも
運賃据置

これらは、決して
“あたりまえ”であっては
ならないものです。

詳しくは裏面で法制度解説

トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会



国土交通省 関東運輸局
神奈川運輸支局



厚生労働省
神奈川労働局



一般社団法人
神奈川県トラック協会



日本の物流を守るため。

令和7年4月から「改正物流効率化法」および「改正貨物自動車運送事業法」が、令和8年1月からは「取適法」が施行されています。また、令和8年4月からは、「トラック適正化二法」の中でも「白トラ利用の罰則強化」などが施行され、荷主企業の皆様にも対応が求められています。

ポイント 1 改正物流効率化法 あたりまえを皆様と共に取り組む法律です。



✓ 全ての荷主企業が取り組むべき 3つの行動 令和7年度～

国が定める判断基準に基づき、

積載効率の 向上	荷待ち時間の 短縮	荷役等時間の 短縮
共同配送、パレット化、出荷ロットの見直しなど	パース予約システム、受付体制の改善、到着時間の調整など	荷役の自動化・省力化、作業手順の標準化などで効率化

の3点に取り組む努力義務があります。
これらは、**ドライバーの拘束時間削減や積載率向上**という、ドライバー確保に向けた労働条件改善の目標達成に直結します。

✓ 一定規模以上の荷主企業に 課される義務 令和8年度～

年間取扱貨物量が9万トン以上の荷主企業は「特定荷主」に指定

中長期計画の 作成・提出	定期報告と荷待ち 時間等の計測	物流統括管理者 (CLO)の選任
積載効率向上や荷待ち時間削減計画を作成し、国へ提出	荷待ち時間・荷役時間などを継続的に測定し、国へ報告	物流改善を統括する責任者を選任

が義務化されます。
義務を怠ると、勧告・命令・立入検査の対象となります。

ポイント 2 中小受託取引適正化法 あたりまえを見直す法律です。



✓ 「運送の委託」が新たに規制対象に追加

荷主に求められる対応・行動

不当な行為を 行わない	価格協議に応じ、 説明を行う	協議記録及び契約 書類の保存
支払遅延(手形払等の禁止)、買いたたき、報復措置等の禁止	一方的な運賃・料金の決定は禁止	協議記録・契約書など「書面交付」と「保存」が義務化

中小受託取引適正化法(取適法)は、従来の下請法を抜本的に改正し、受託取引の公正化と中小受託事業者の利益保護を目的としています。

委託事業者には、書面交付、適正な支払い、減額禁止などの義務が課され、**違反時には、調査や勧告、是正が求められます。**

「頑張り続ける」では、続きません

長時間労働問題

長時間労働により「**担い手不足の深刻化**」「**輸送力の低下**」「**安定供給リスクの増大**」が問題となっています。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準



トラックなどの自動車運転者の長時間労働を防ぎ、健康と安全を確保するための労働時間基準を定めた厚生労働大臣告示を「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**」といいます。

拘束時間・休息時間・運転時間などを詳細に規制し、令和6年4月から新基準が適用されています。長時間労働が深刻なトラック運送事業では、労働環境改善と交通安全の両立を目的としています。

ポイント 3 トラック適正化二法 あたりまえを変える法律です。



✓ トラック運送事業の健全化と持続可能な物流確保のために制定された「改正貨物自動車運送事業法」と「適正化体制整備法」の総称です。

荷主企業には、適正原価を下回る運賃の強要禁止、長時間の荷待ち・荷役の是正、多重下請け構造の見直し、違法な白トラの使用禁止などが求められます。

適正原価を下回る 運賃の制限	白トラ利用の 罰則強化	委託回数の制限
運送事業者が安全に事業を継続できるよう、適正な運賃・料金の支払いが 荷主の責務 として明確化されました	いわゆる白トラに貨物の運送を委託した 荷主等は新たに処罰の対象 になります	元請事業者に対して、 再委託の回数を2回までに制限 する努力義務が課されます

令和8年4月から施行されました

白トラ利用の罰則強化

白トラを利用した荷主等は、100万円以下の罰金に処されることがあります。また、白トラへの関与が疑われる荷主等は、「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

トラック・物流Gメンとは



国土交通省が設置した専門チームで、荷主企業や元請運送事業者による「長時間の荷待ち」、「不当な運賃据え置き」、「無理な運送依頼」などの「違反原因行為」を調査・是正する役割を担います。令和7年度からは体制が強化され、公正取引委員会とも連携を強化し、全国でパトロールや指導を行い、物流現場の改善とドライバーの労働環境向上を目指しています。